

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、
昭和 38 年 12 月 26 日第 240 号で指定された道路を次のとおり廃止したので、建
築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 22 日

上越市長 中 川 幹 太

- 1 廃止道路の種類 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 廃止年月日 令和 7 年 5 月 22 日
- 3 廃止道路の位置 ①上越市大町二丁目字馬出 116-2、116-3、116-4 の内
②上越市大町二丁目字馬出 115-2、115-3 の内
③上越市大町二丁目字馬出 115-2、115-3 の内、
111-1 の内、111-3 の内、112-3、112-4 の内
- 4 廃止道路の延長及び幅員 ① 延長 4.05m 幅員 4.00m
② 延長 11.11m 幅員 4.00m
③ 延長 30.80m 幅員 4.00m